

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（情報発信・県外パネル展示業務）
仕様書（企画プロポーザル用）

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（情報発信・県外パネル展示業務）」（以下、本事業という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

1 業務の名称

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（情報発信・県外パネル展示業務）

2 業務の目的

福島県風評・風化対策強化戦略（第6版）においては、「現在も根強い風評が残っており、風化の傾向が年々進行している」という分析がなされた。

福島県に対する良いイメージを持っている人の割合は49.0%で、目標の5割以上を達成することができなかった。また、「どちらともいえない（無関心層＝ニュートラル層）」が近年増加傾向であることから、被災地域に対する関心が低下している地域を中心に、分かりやすく正しい情報を発信することで、ネガティブ層への移行を防ぎつつ、ポジティブ層への引き上げを図る必要がある。

本事業は、東日本大震災及び原子力災害の記憶の風化抑制を図るため、東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）を始めとした福島県内の震災伝承施設（※）等の取組や魅力などの情報発信を行う。

また、ニュートラル層の被災地への関心を呼び起こすとともに、福島に対するイメージのアップデートを図り、福島県内への交流人口（伝承施設への来館者）を拡大させることを目的とする。

（※）福島県内の震災伝承施設

WEBサイト「3. 1 1 伝承ふくしま」で紹介している施設。

（目的の背景）

○令和6年度の伝承館来館者数は86,551人で、開館以来初めて対前年度比で減少に転じた。これは、福島が経験した複合災害への関心の低下を表しているものとする。

○令和6年度の浜通り観光客入込数は12,288千人で、前年度比3.6%増であるものの、震災前の平成22年度比では△23.9%であり、被災地域周辺の交流人口拡大のために更なる取組が必要となる。

3 委託業務期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務及び提案の内容

委託業務期間を通じて、以下の業務を行い、各事項について提案を行うこと。

委託事業	期間
1 伝承施設等の周知（指定業務あり）	契約の日から 令和9年3月31日まで
2 県外パネル展示等（指定業務あり）	

※詳細は別紙「業務内容および提案を求める内容」参照。

5 業務全般に係る留意事項

- (1) 本業務で作成する広報物（WEB、ポスター、チラシ、パンフレット等）については、内容、デザイン等について甲と十分協議すること。
- (2) パネル展示等を行う施設・会場の調整や利用手続き、施設利用料（伝承館は除く）の支払い、消防、保健所等への申請・届出費用、造作物等の設置・維持・撤去費用は委託業務に含めて積算すること。

6 実績報告書の作成

乙は、業務内容について取りまとめた実績報告書を作成し、「8 提出書類」のとおり提出すること。

7 成果品

- (1) 実績報告書（任意様式 1部）
- (2) 制作した広報物の下版データ、同録データを取めたDVD又はBlu-ray（1式）

8 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を県の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務着手届
- イ 実施工程表（様式任意）
- ウ 業務実施体制図（様式任意）
- エ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 翌月7日までに提出するもの

月例実績報告書

※7日が休みの場合は、直近の翌営業日を提出期限とする。

(3) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務完了届
- イ 全体実績報告書（委託期間内の業務を全てまとめたもの）
- ウ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

※当事業は、国の福島再生加速化交付金を活用している。業務実績の検査に当たり、再委託先も含めた領収書の写し等の証憑資料を全て提出すること。

なお、証憑資料の提出が無いものは、検査不合格となり、その分の費用は乙が負担することとなるので十分注意すること。

9 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

10 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。甲は本業務実施のために必要な協力をする。

また、乙は、業務実施にあたり、伝承館を始めとする福島県内の震災伝承施設と情報発信する内容について十分に協議するものとする。

11 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合は甲と協議するものとする。

12 権利

- (1) 本成果品の著作権は、翻案権、映画化権その他の翻案権を含む（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）全ての著作権が甲に譲渡され、期間を定めず甲に利用許諾がなされるものとし、提案者は著作者人格権の行使をしないものとする。また、成果品の部分を構成する著作物（イラスト・写真等）についても原則として同

様の扱いとし、必要に応じて協議するものとする。

- (2) 本成果品は、甲が適当と認めた各種メディア、イベント等での公開を行う場合がある。甲が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権、その他の権利を侵害することのないよう、制作にあたっては必要な許諾を得ること。

13 その他

- (1) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。

(別紙) 業務内容および提案を求める内容

情報発信による震災伝承施設の来館者増

1 伝承施設等の周知

(1) 期 間 契約日から令和9年3月31日まで

(2) 業務の目的 電子媒体や紙媒体等、様々な手法を用いて多角的に震災伝承施設の情報等を主に県外のニュートラル層へ効果的に発信し、震災伝承施設の周知による来館者増を図る。

(3) 指定業務

ア HP「3.11 伝承ふくしま」の運用

①Web サイト「3.11 伝承ふくしま <https://www.densho-road-fukushima.com/>」において、福島県内の震災伝承施設等を紹介するとともに、関係者の取材等を通じたコンテンツの充実を行う。当該 WEB ページは、福島県内の震災伝承施設へのアクセスを高めるハブサイトとしての役割を担っている。

②本業務の受注者は、委託契約締結後、速やかに前年度の受託者から同 WEB ページの管理を引き継ぎ、情報発信が途絶えないように随時適切に更新すること。また、委託契約期間終了後に他の事業者が受託することとなった場合、次年度の受託者に遺漏無く引継ぎを実施すること。

イ SNS「3.11 伝承ふくしま」の運用

①「3.11 伝承ふくしま」の SNS (X、Facebook、Instagram) で情報発信を行う。

②本業務の受注者は、委託契約締結後、速やかに前年度の受託者から SNS アカウ
ントの管理を引き継ぎ、各施設から情報を入手しつつ、情報発信が途絶えない
ように投稿を行うこと。また、委託契約期間終了後に他の事業者が受託するこ
ととなった場合、次年度の受託者に遺漏無く引継ぎを実施すること。

ウ 民報公式 TV 配信サービス「TVer (ティーバー)」による広告動画配信

①震災伝承施設の認知度向上を図るため、施設を紹介するショート動画を TVer
(ティーバー) の広告にアップする。

②広告としてアップする動画の内容については、甲と協議の上、決定する。

エ 震災伝承施設を紹介する広報物の作成

①「3. 1 1 伝承ふくしま」の HP に掲載されている震災伝承施設を紹介する広報
物としてパンフレットを作成し、県外の在住者向けに配布する。

②パンフレット作成時に震災伝承施設と共に立ち寄れる観光スポット等を併せて

紹介し、観光客に対し訴求力を高める。

オ 各伝承施設に関する情報の集約と情報発信

- ①各伝承施設に対し、施設の認知度向上・魅力発信等に対応するための専用窓口を設置し、各伝承施設との連携体制を構築する。
- ②問い合わせに対応できる窓口対応スタッフを1名配置し、契約後に各伝承施設へ問い合わせ先（担当者の氏名・電話番号・メールアドレス等）を施設訪問の上、お知らせする。（施設側が希望する場合はリモートによるオンラインでの対面も可）
- ③「3.11 伝承ふくしま」のHP及びSNSにおける情報発信の内容充実や発信頻度の向上を図るため、各伝承施設から情報を集約の上、集客・周遊に繋がるよう発信内容を精査し、時期・エリアを選定して適切な媒体で発信する。
- ④伝承施設のうち、中核となる伝承館との意見交換（※）を実施すること。意見交換は最低月2回（2週間に1回）とし、その他については必要に応じて随時実施する。
※意見交換・・・各伝承施設の集客を図るための情報収集やその発信方法等の打合せを行う。なお、打合せの方法は対面又はオンラインとする。
- ⑤上記①～④について、月例実績報告書及び全体実績報告書で報告すること。

（4）提案を求める内容

上記（3）の他、「業務の目的」を達成するための下記に関する具体的な方法について提案を求めます。

ア 県外向けに「3.11 伝承ふくしま」に掲載されている震災伝承施設の認知度向上を図るための効果的な取組

【例】

- ・県外向けに震災伝承施設の紹介をする広報媒体
- ・県外向けに訴求力のあるネット広告の作成及び広報媒体
- ・「3.11 伝承ふくしま」の閲覧から、各伝承施設への来訪に繋がる取組

イ 「3.11 伝承ふくしま」のHPやSNSの内容充実を図る取組

※メインとなる場所や年齢層など、ターゲットを明確にして提案すること

【例】

- ・HPやSNSの魅力を高める新たなコンテンツの提案
- ・飲食・温泉・景勝地等、観光要素と組み合わせた発信の提案
- ・震災伝承施設を訪れた人の感想などの紹介

2 県外パネル展示等

- (1) 期 間 契約日から令和9年3月31日まで
- (2) 業務の目的 福島県の情報が届きにくい県外において、正しい情報を分かりやすく伝えるためのパネル展示を行う。福島の複合災害を知ること、災害を自分事として捉え、防災・減災の意識向上を図るとともに、福島の今を知ること、震災後の知識をアップデートし、ニュートラル層からポジティブ層への移行や、震災伝承施設への来訪のきっかけとする。

(3) 指定業務

パネルの制作・運搬・設置・撤去

① 展示用パネルの作成

- ・パネルサイズ・・・A1サイズ
- ・枚数・・・1組10枚程度を3組
- ・内容・・・震災時の写真や震災時の時系列、福島の現状やそこから得た教訓、福島の魅力等が伝わるもの

② ①のパネル作成後、7月から翌年3月の期間中、毎月最低2日間、パネル1組を集客力の高い展示場所に展示する。

- ③ パネル設置会場等の調整及びパネルの設置・運搬・撤去業務
- ④ パネル設置期間中の立会及び広報物の配布、HP や SNS の案内
- ⑤ パネル展示に関するスケジュール等の全体管理
- ⑥ 設置会場でのパネルの管理及び広報物の配布

(4) 提案を求める内容

上記(3)及び「業務の目的」を達成するため、下記について提案を求めます。

ア パネルの設置候補の場所、設置時期及び集客見込み

【提案箇所の内訳】

- ・駅や高速道路のサービスエリア等の展示スペース 5箇所以上
- ・自治体が運営する施設等の展示スペース 5箇所以上
- ・県外パネル展示の効果的な広報

(5) 効果測定

毎月、事業の実施状況と効果の評価・分析を行い、翌月の7日までに例月実績報告書で報告すること。